

7 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、「市民協働による自立に向かって成長する子どもの育成」という観点から家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合って推進します。

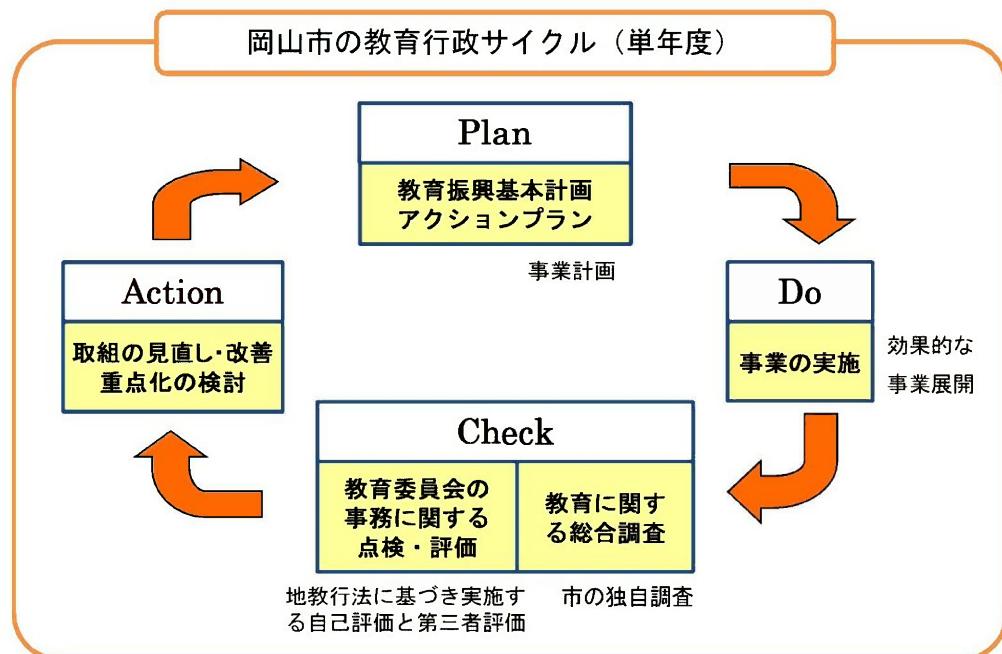
また、子どもを取り巻く課題は激しく変化する現代社会において、複雑化・多様化しており、教育分野だけではその解決は図ることができないため、子育て、福祉、環境など様々な分野を所管する関係局との連携を図りながら効果的に施策を推進します。また、必要に応じて国、県、その他関係機関との連携協力を図ります。

(2) 計画の進行管理

教育振興基本計画の推進のために実施する施策については、毎年度定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を行います。そのために、本計画に基づいた単年度ごとの実施計画であるアクションプランの策定とその実施、点検・評価、見直し・改善といったP D C Aサイクル【計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action）】による成果の検証と計画の効果的な見直しを行います。また、外部評価委員による第三者評価を実施し、その結果を議会に提出するとともに広く市民に公表します。

また、関係局と連携して計画を推進するため、府内に設置した岡山市教育振興基本計画進行管理会議により、進捗状況を管理するとともに、定期的に開催する岡山っ子育成条例推進会議からの問題提起や各種提案を吟味し、必要に応じて進行管理に反映させます。

なお、各政策において設定した評価指標については、これを柱にしながら学校現場訪問や聞き取りなど定性的な評価を含めた様々な材料を加味しながら、多面的に政策の評価を行い、進行管理に反映させます。



8 参考資料

(1) 策定の経過

年月日	主な内容等
平成27年10月13日	教育委員会協議会 ○岡山市教育振興基本計画の改定について（協議） ・第1期岡山市教育振興基本計画の計画期間の延長及び改定
平成27年10月27日	教育委員会定例会 ○岡山市教育振興基本計画の改定について（議決） ・第1期岡山市教育振興基本計画の計画期間の延長及び改定
平成27年10月28日	平成27年度第2回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○岡山市教育振興基本計画について ○岡山市教育振興基本計画の計画期間の改定について ○岡山市教育振興基本計画の改定の方向性について（協議） ・策定の趣旨　・計画の位置付け　・計画の範囲
平成27年11月10日	教育委員会協議会 ○岡山市教育振興基本計画の改定について（協議） ・背景　・改定方針　・体制　・スケジュール
平成27年11月26日	市民文教委員会 ○岡山市教育振興基本計画の改定について（審議）
平成28年2月1日	第1回岡山つ子育成条例推進会議 ○岡山市教育振興基本計画の改定について ○岡山市教育振興基本計画改定の背景について（協議） ・人づくりを取り巻く現状　・子どもを取り巻く課題
平成28年2月25日	平成27年度第3回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○人づくりを取り巻く現状と子どもを取り巻く課題について（協議）
平成28年3月25日	平成27年度第4回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○教育理念について（協議） ○計画策定について（協議） ○人づくりを取り巻く現状と子どもを取り巻く課題について（協議）
平成28年5月12日	平成28年度第1回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画について
平成28年7月27日	平成28年度第2回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画骨子案について（協議） ・教育理念　・計画策定について ・人づくりを取り巻く現状と子どもを取り巻く課題 ・目指す教育　・計画推進の考え方 ・政策と施策　・体系図　等
平成28年8月9日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画骨子案について（協議）
平成28年8月25日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画骨子案について（協議）

平成28年8月30日	市民文教委員会 ○第2期岡山市教育振興基本計画骨子案について（審議）
平成28年9月29日	第2回岡山つ子育成条例推進会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画骨子案について ○目指す教育について（協議） ・目指す子ども像　・目指す教職員像　・目指す教育環境
平成28年10月26日	平成28年度第3回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画素案について（協議） ・骨子案から素案への変更点等 ・政策・施策の構成と体系、内容 ・評価指標
平成28年11月8日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画素案について（協議）
平成28年11月22日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画素案について（協議）
平成28年11月24日	市民文教委員会 ○第2期岡山市教育振興基本計画素案について（審議）
平成28年11月25日	パブリックコメント実施（～12月26日）
平成28年12月22日	第3回岡山つ子育成条例推進会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画素案について ○政策6「家庭、地域社会の教育環境の充実」について他（協議）
平成29年2月2日	平成28年度第4回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第2期岡山市教育振興基本計画案について（協議） ・素案から案への変更点等 ・評価指標の目標値
平成29年2月14日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画案について（協議）
平成29年2月17日	市民文教委員会 ○第2期岡山市教育振興基本計画案について（審議）
平成29年3月13日	教育委員会協議会 ○第2期岡山市教育振興基本計画案について（協議）
平成29年3月21日	教育委員会定例会 ○第2期岡山市教育振興基本計画 策定（議決）

(2) 策定の体制

- ① 岡山っ子育成条例推進会議～市民協働で策定を進めていくために
岡山っ子育成条例「行動指針」の趣旨及び内容などを教育振興基本計画に盛り込んでいくために、同条例に基づく標記の会を開催し、家庭、学校園、地域社会の各団体、事業者の代表、計20人から、それぞれの立場からの意見を集めました。
- ② 岡山市教育振興基本計画進行管理会議～市の関係局との連携を大切にするために
教育委員会事務局内の会議として、関係局とも連携した会を設け、上記の組織からの意見はもとより、パブリックコメントを実施し、市民の声を原案づくりに反映させました。

◆岡山っ子育成条例推進会議 委員(敬称略) ◎座長 ○副座長

	団体名等	役職名等	氏名
学識 経験者	岡山大学大学院教育学研究科	准教授	○金川舞貴子
家庭	岡山市公立保育園保護者会連合会	顧問	水口 彰
	岡山市国公立幼稚園・こども園P T A 連合会	会長	渡邊 敏正 (H27) 真重 理恵 (H28)
	岡山市P T A協議会（小学校代表）	副会長	福田 大輔
	岡山市P T A協議会（中学校代表）	会長	片山 亨也
学校園	岡山市公立保育園長会	代表（錦保育園長）	岡崎 祥子
	岡山市国公立幼稚園長会	代表（財田幼稚園長）	水野 光恵
	岡山市小学校長会	代表（加茂小学校長）	今村 恵子
	岡山市中学校長会	代表（富山中学校長）	江口 峰男
	岡山市私立認可保育園・認定こども園 園長会	富山保育園長	山本 直子
地域 社会	岡山市連合町内会	副会長	多賀 克充
	岡山市連合婦人会	副会長	安井 貞子
	岡山市民生委員児童委員協議会	副会長	松井 義孝
	岡山市子ども会育成連絡協議会	会長	久世 英一
	岡山市スポーツ少年団指導者協議会	副会長	小林 義和
	岡山市青少年育成協議会	会長	◎神崎 穎介
事業者	一般社団法人岡山経済同友会 教育・社会貢献委員会	委員長	黒住 宗道
	岡山商工会議所女性会	副会長	高田美紀子
	男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰平成27年度受賞団体	株式会社アイスライン 代表取締役社長	石井 希典 (H27)
	公益財団法人 岡山青年会議所	理事長	佐野 範一

(3) 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育成条例）

岡山市条例第147号

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務（第4条—第8条）

第3章 子どもの安全確保に関する責務（第9条・第10条）

第4章 市が推進する施策（第11条—第18条）

第5章 推進のための取組（第19条・第20条）

附則

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きていくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができますように自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていくことです。自分を高めるとは、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されないと実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 概ね18歳未満の市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者をいいます。
- (2) 保護者 子どもを保護する義務を有する者をいいます。
- (3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。
- (4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。
- (6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。
- (7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができますように自分自身を確立していくことをいいます。

（基本理念）

第3条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

（家庭の責務）

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
- (3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることができるようにすること。
- (4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。
- (5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。
- (6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及びPTA活動に参加又は参画すること。

2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように努めます。

（学校園の責務）

第5条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。
- (2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。
- (3) すべての命を大切にする心を育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。
- (4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。
- (5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。

(6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。

(7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

(地域社会の責務)

第6条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをとおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもへの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。

(2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。

(4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人才を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。

(2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。

(3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。

(4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な措置を講じます。

第3章 子どもの安全確保に関する責務

(子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

(1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。

(2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。

(3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

(子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもの安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

第4章 市が推進する施策

(家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

(学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に發揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

(地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等（以下本条中「学校園等」といいます。）に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するため必要な支援を行うものとします。

(事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行うものとします。

(子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

(相談体制の充実)

第16条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第17条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

(市民の理解及び協力)

第18条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

第5章 推進のための取組

(行動計画の策定)

第19条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

(推進会議の設置)

第20条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第2章及び第3章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附 則（平成27年市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 用語解説

頁 (※) 番号	用語	解説
3 1	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生のうちに産むとしたときの子どもの数に相当する。
3 2	子どもの貧困率	子ども（18歳未満）の全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。等価可処分所得とは、世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整したもの。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額のこと。
4 3	E S D	Education for Sustainable Development「持続可能な開発のための教育」の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動のこと。
4 4	S N S	Social Networking Serviceの略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークの構築を支援するサービスのこと。
4 5	情報リテラシー	コンピュータなどの情報機器やアプリケーションソフトを使いこなす能力だけでなく、「情報を活用する創造的能力」のこと。情報手段の特性を理解することや目的に応じた適切な選択、情報の収集・判断・評価・発信の能力など、「情報の取扱い」に関する広範囲な知識と能力のこと（情報活用能力）。
8 6	全国学力・学習状況調査	文部科学省が全国的な子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施している調査。小学校6年生、中学校3年生を対象に、平成19年度から実施している。
9 7	偏差値	検査結果などが、集団の平均からどの程度ずれているかを示す数値。平均値が50となる。
14 8	さざ波体験	小さな困難や失敗といったさざ波を乗りこえるような体験のこと。
15 9	O J T	On the Job Trainingの略称で、管理監督者などが、日常の業務を通して行う部下育成や実務指導のこと。ここでは、学校園内での教職員の育成・指導のこと。
16 10	異校種	幼稚園と小学校、小学校と中学校など異なった校種のこと。
16 11	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座っていられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続すること。
16 12	中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態のこと。
20 13	岡山市学力アセス	子どもたちの学力状況を把握・分析することで、各校における教科指導の成果と課題を検証し、教科研究の推進及び授業改善を図ることを目的にした岡山市独自で実施する調査。小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象としている。
20 14	指導教諭	児童生徒の教育または幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う教員のこと。
20 15	模擬授業	教職員を児童や生徒に見立て、実際の授業を実施してみること。
21 16	イマージョン教育	英語のimmerse（浸す）が語源で「その言語に浸りきって習得する」ことで、英語で他教科を勉強しながら言葉を学んでいくプログラムのこと。岡山市立石井小学校で導入している。
21 17	岡山式カリキュラム	就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることを目的に、岡山っ子育成条例に基づき、家庭・地域社会・学校園で培うものが一貫となるよう、連続的・段階的に子どもを育てていくための就学前教育の内容をとりまとめたもの。
21 18	習熟度別授業	児童生徒の習熟の度合いによって少人数のグループに分けて行う授業のこと。例えば、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けたりする方法がある。
22 19	I C T	Information and Communication Technologyの略称。「情報通信技術」と訳され、I Tの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉のこと。
22 20	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。
22 21	司書教諭	学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う専門的職務をつかさどる教員のこと。
24 22	道徳教育推進教師	各学校において、校長の方針の下に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教員のこと。
25 23	ストーリーテリング	語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

25	24	単位制総合学科	高等学校において、学年による教育課程の区分を設けず、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し、決められた単位を修得する学科のこと。自己の進路への自覚を深めるとともに、生徒の個性を生かした主体的な学習ができることを重視している。
26	25	アユモドキ	国の天然記念物に指定されているコイ目ドジョウ科の淡水魚。生息地は、世界で岡山と京都の2か所のみである。
27	26	ネイティブスピーカー	ある言語を母国語として話す人のこと。
27	27	ユネスコスクール	ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを E S D の推進拠点として位置付けている。
27	28	コンソーシアム	様々な団体が共通の目的に向かって協働して活動する連合体。岡山市では、教育委員会が中心となり、大学、企業、ユネスコ協会等がユネスコスクールとともに E S D に係る連合体として、学校間交流、E S D 活動支援・普及・促進を行っている。
29	29	A E D	自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator)の略称。胸部に貼った電極の付いたパッドから、自動的に心臓の状態を判断し、心室細動（心臓が細かく震えて全身に血液を送ることができない状態）を起こしている場合に、電気ショックを与えて心臓の働きを正常に戻す機能を持つ。
30	30	学校給食運営委員会	望ましい学校給食の在り方を探るため、校長、教頭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員及び保護者が、学校給食の献立、安全・衛生管理、食育、その他学校給食について意見交換・協議し、相互理解を図る校内の組織のこと。
32	31	hyper-Q U	学校生活意欲と学級満足度と対人関係を築く際に必要なソーシャルスキル尺度の2つの尺度と自由記述アンケートで構成された心理テスト。学級経営のための有効な資料を得られ、学級診断アセスメントとして活用できる。
32	32	A S S E S S	6つの因子から成る学校環境適応感の尺度によって構成された心理テスト。個人の感じている適応感を測定することができ、児童生徒の発信しているS O S の度合いを図ることができる。
32	33	スクールカウンセラー	臨床心理士等の心理に関する資格や教育相談等の経験を有する専門家で、学校において児童生徒及びその保護者に対するカウンセリング等を行う職員のこと。文部科学省が平成7年度から配置を始め、岡山市では平成28年度、小学校36校、中学校37校、高等学校1校に配置している。
32	34	不登校児童生徒支援員	不登校やその傾向にある児童生徒に対して、学校において教職員と連携し、別室登校や付き添い登校等の支援を行う職員のこと。
33	35	子ども相談主事	各福祉事務所に配置され、教育と福祉を結ぶスクールソーシャルワーカーの機能をもつ職員のこと。学校園や保護者等の相談に応じたり、ケース会議で学校園内の支援体制や福祉等の関係機関との連携体制の構築について助言を行ったりする。
33	36	教育相談室	市内在住の幼児や児童生徒、保護者等から子育てや教育に関する相談を受け付けている。いじめ、不登校や集団への適応などについて、面接や小集団活動等による教育相談により、その解決に向けて相談対応している。
33	37	いじめ専門相談員	平成25年9月のいじめ防止対策推進法の施行を受けて、平成26年度から岡山市教育相談室に配置している職員のこと。臨床心理士の資格を有し、いじめ相談専用ダイヤルでの電話相談対応や、各学校のいじめ防止対策への助言等を行う。平成28年度から2名体制としている。
33	38	適応指導教室	トラングル一宮、ラポート牧山、あおぞら清輝、すまいる瀬戸の4施設を設置し、市内在住の不登校及びその傾向にあり、適応指導を必要とする児童生徒を対象に、学校復帰を目指して様々な体験活動や学習支援等の自立に向けた適応指導を通して学校復帰を行っている。
33	39	いじめ防止対策推進法	いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のため対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に定められた法律。大津市で起きたいじめを原因とする自死を受けて議員立法され、平成25年9月に施行された。
34	40	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。
34	41	合理的配慮	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。学校園では、生活・学習環境やコミュニケーションへの配慮、ルールや慣行の柔軟な変更など、子どもの障害の状態に対して、必要な変更・調整を行う。
34	42	特別支援教育支援員	障害のある子どもが安心して学校園で生活を送るために、移動の支援や学校生活上のサポート、学校行事等における介助等の支援を行う職員のこと。

34	43	看護支援員	看護師又は准看護師免許を有し、学校において医療的ケアが必要な子どもに対して、医療的ケアを含む教育活動の支援を行う職員のこと。
34	44	発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	相談支援、発達支援、就労支援等を通して発達障害者とその家族及び関係機関に対する支援を行う。教育委員会は、学校からの特別支援教育に関する相談の窓口として、本施設内に特別支援教育相談窓口を設置している。
34	45	専門家支援チーム会議	特別支援教育相談窓口で受け付けた学級からの相談について、医師、大学教員、県立特別支援学校教員等の専門家が支援の方向性や具体的な内容、方法等を協議する会議。協議した結果を基に学校へ助言する。
34	46	障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）	障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して定められた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務等が定められている。
37	47	指導主事	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員のこと。
38	48	校務支援システム	成績処理、児童生徒出欠管理、健康診断データ管理、校内・市内学校連絡機能等をしているシステムのこと。
38	49	通学区域制度弾力化	子どもの個性や適性に応じた特色ある教育を受けることができるようするために、入学時に子どもが行きたい学校、保護者の行かせたい学校を隣接の学校区からも選択し、希望することができる制度のこと。
41	50	栄養教諭	児童生徒及び幼児の栄養の指導及び管理をつかさどる教員のこと。
42	51	N P O	Non-Profit Organization又はNot-for Profit Organizationの略称で、収益を得ることを目的とせずには様々な社会貢献活動を行う団体の総称のこと。
42	52	C L C	Community Learning Centreの略称。アジア地域のユネスコが設置を奨励し、日本の公民館に近い性格を持つているコミュニティ・学習センターである。タイやインドネシア、ベトナムなどでの設置が進んでいる。
44	53	地域コーディネーター	学校園と学校支援ボランティアなどの地域の人々とのパイプ役となる人材のこと。支援活動の企画やボランティアとの連絡・調整を行うなど、支援活動の実質的な運営を担う。
44	54	こらぼミーティング	教育長と教育委員による教育活動の参観や施設見学、市民の方や各機関の職員との意見交換といった広聴活動の総称のこと。子どもたちを取り巻く教育の現状や課題などについて把握し、教育委員会会議での議論に生かしていくために行っている。



第2期岡山市教育振興基本計画
編集・発行 岡山市教育委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会事務局教育企画総務課

電話 086-803-1571 FAX 086-234-4141

E-mail:kyouikukikakusoumu@city.okayama.lg.jp



岡山市教育委員会広報専門官
こらぼん♪